

提供日 2017/11/10
タイトル 平成 28 年度政務活動費の交付に関する住民監査請求の
監査結果
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 特別監査班
TEL 054-221-2927



平成 29 年 9 月 11 日に受け付けた「平成 28 年度政務活動費の交付」に関する住民監査請求について、議会選出による監査委員である吉川雄二氏及び佐野愛子氏を地方自治法の規定により除外した上で、監査を実施した結果、次のとおり決定し、平成 29 年 11 月 9 日に請求人に通知した。

1 件 名

平成28年度政務活動費の交付に関する住民監査請求

2 請 求 人

静岡市葵区瀬名一丁目 12-1-405 富田 家一郎、富田 節子

3 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課

4 請求の要旨

平成 28 年度政務活動費の収支報告書とその添付書類を閲覧したところ、静岡県議会自民改革会議会派の森竹治郎議員の事務所費の 303,633 円、事務費の 26,288 円、資料購入費の 55,080 円、人件費の 1,200,000 円、合計 1,585,001 円及び鈴木洋佑議員の人件費の 1,068,385 円については、県議会で定めた「政務活動費制度と運用指針」（平成 27 年 4 月改訂）に反する不適切な支出と思われるので、当該会派に対し、政務活動費を返還するよう求める。

不適切な支出というのは、森議員及び鈴木議員のいずれの経費も政務活動、政党活動、後援会活動等の活動実績に応じて按分により充当すべきにもかかわらず、按分していない。

また、鈴木議員の人件費の時給が他の議員に比べ非常に高額で社会通念上妥当な範囲を超えており、公金を充当するには著しく不公平である。

5 監査結果

(1) 結論

本件措置請求は棄却する。

〔理由〕 県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできない。

(2) 意見

棄却はしたが、政務活動費の交付についてより一層の適正化に資するため、次の意見を述べる。

〔要旨〕 今後、監査対象機関においては、一般的・外形的な書面上の審査であっても各議員の政務活動費の実態をより一層正確に把握した上で、条例や運用指針等の規定に従って、政務活動費執行の事務処理のチェックに努められたい。

6 そ の 他

監査にあたっては、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人（静岡県議会自民改革会議経理責任者、森議員、鈴木議員）に対しても調査を行った。

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

森議員及び鈴木議員における平成 28 年度政務活動費の交付について、静岡県政務活動費の交付に関する条例、運用指針及び自民改革会議が定めた政務活動費の手引等に反しているかどうかを検討した結果、違法不当な充当を確認できなかった。したがって、県は自民改革会議に交付した同活動費について、条例第 10 条に基づく残余の額の返還を求めることはできない。

2 森議員が政務活動費を充てた費目の監査結果

(1) 事務所費（事務所の賃料と電気代） ※ 請求人の主張は、按分比をそれぞれ 1 / 6

ア 政務活動用事務所が所在する建物の使用状況

次の①から⑤までの要素を踏まえ、建物の 2 階は政務活動用事務所として、1 階は業務用事務所（司法書士事務所）として使用され、森竹治郎後援会事務所（以下「後援会」という。）と自由民主党静岡県下田市・賀茂郡第一支部（以下「政党支部」という。）は建物内には所在しないと推認する。

- ① 建物付設の看板に政務活動事務所と業務用事務所（以下「両事務所」という。）の所在が表示され、後援会と政党支部の所在は表示されていないこと。
- ② 建物内の両事務所には別々の什器と電話が設置され、電話番号も別である。政務活動の関係書類については、2 階の政務活動用事務所に保管されており、また、後援会・政党支部関係書類は自宅に保管されているとの説明があり、それぞれの事務所は明確に区分され使用されていること。
- ③ 政務活動用事務所については、運用指針に挙げる事務所の要件を満たした事務所であると確認できたこと。
- ④ 両事務所の建物の貸室契約の借受人は森竹治郎氏であり、後援会や政党支部ではないこと。
- ⑤ 後援会と政党支部の事務所については、政治資金規正法に基づき提出される収支報告書に記載の所在地や電話番号が業務用事務所と同じであったが、収支報告書に記載する必要性や郵便や電話の取り次ぎ先としての理由から、形式的な事務所としているだけであり、活動の実態がみられないと判断できること。

イ 政務活動費の按分比（建物 1 階 2 階の使用面積に応じ 1 / 2）

政務活動費の手引に沿う使用面積に応じた按分比で政務活動費の充当額が計算されており、また、会派の「政務活動費の取扱いに関する内規」に規定されている「1 / 2 の按分を上限」を超えていないことから問題はない。

ウ 政務活動費の充当額（事務所賃料 年額 420,000 円 電気代 年額 35,450 円）

規定による按分比で政務活動費の充当額が計算されており、違法不当とはいえない。

(2) 事務費（コピー代） ※ 請求人の主張は、按分比を 1 / 6

ア コピー使用状況

1 階の業務用事務所にコピー機が 1 台配置されており、両事務所でコピーがそれぞれ何枚行われたかについては確認できなかった。

イ 政務活動費の按分比（2 つの事務所の活動に応じて 1 / 2）

建物の使用実態から両事務所にてコピー機が使用され、2 つの事務所の活動に応じた按分比であるので問題はない。

ウ 政務活動費の充当額（年額 39,433 円）

規定による按分比で政務活動費の充当額が計算されており、違法不当とはいえない。

(3) 事務費（政務活動専用の電話代） ※ 請求人の主張は、按分比を 1 / 4

ア 電話設置状況

政務活動用事務所に専用電話が設置され、業務用事務所の電話とは番号も別である。

イ 政務活動費の充当額（年額 141,407 円）

政務活動専用の電話代であるので、その全額に政務活動費が充当されることは違法不当とはいえない。

(4) 資料購入費（新聞 3 紙） ※ 請求人の主張は、按分比を $1/2$

ア 新聞使用状況

県議会における一般質問や委員会における質問、県政報告会等の資料として活用している。

イ 政務活動費の充当額（年額 110,160 円）

森議員は当該 3 紙の私用や業務用の活用を否定し、かつ会派では購読料全額に政務活動費を充てることを承認している。資料購入費については、運用指針や政務活動費の手引に具体的な判断基準はないが、運用指針の規定「実態として会派の政務活動に使われているか否か」の判断が、会派に任されている趣旨からすれば、監査委員が客観的に否定できる根拠を見出すことができない以上、会派の判断が規定に沿った処理方法というほかはない。よって、当該充当額が規定に沿わない違法不当な充当であるとまではいえない。

(5) 人件費（2 名分） ※ 請求人の主張は、按分比をそれぞれ $1/4$ と $1/6$ 弱

ア 雇用状況

雇用された 2 名は、共に両事務所の業務に従事しており、後援会・政党支部の業務には従事していない。

イ 政務活動費の按分比（従事形態に応じ 1 名は $1/2$ 、1 名は $1/3$ 弱）

両名の業務は、政務活動補助と業務用補助の 2 つに大分されることから、両名の按分比（ $1/2$ と $1/3$ 弱）は政務活動費の手引における按分比の上限（ $1/2$ ）以下であり、問題はない。

ウ 政務活動費の充当額（年額 2,400,000 円）

会派は内規に基づき、人件費として政務活動費に充当できる月額限度額を 21 万円として運用している。両名の人件費に充てられた政務活動費は、規定による按分比を用い計算され、かつ限度額を下回るため、違法不当な充当とはいえない。

3 鈴木議員が政務活動費を充てた費目の監査結果

(1) 人件費（1 名分） ※ 請求人の主張は、時給を千円、按分比を $1/2$

ア 業務内容

雇用された 1 名は、単なる事務的補助の業務でなく、政策立案、現地における調査や視察、要望者への聞き取り、県市行政当局との意見交換や政策協議の全般的な議員活動や政務活動の補助の業務に従事し、政党活動には従事していない。このため、請求人の主張である「雇用された 1 名の業務内容と会派の他の 16 名の議員が雇用する事務員の業務内容とに特段の違いは見られない。」とはいえない。

イ 雇用された者の時給

時給については、最低賃金法に定めるところを除くと、自治法、条例、運用指針及び政務活動の手引に規定はない。時給に関する基準もなく、会派の 16 名の議員が雇用する事務員の労働条件との比較から、雇用された 1 名の労働条件の高低を判断することはできない。

ウ 政務活動費の按分比（従事形態に応じ $1/2$ ）

雇用された 1 名の業務は、政務活動補助と後援会業務の 2 つに大分されることから、同者の按分比は政務活動費の手引における按分比の上限（ $1/2$ ）以下であり、問題はない。

エ 政務活動費の充当額（年額 748,189 円 平成 29 年 9 月 25 日変更）

規定による按分比を用い計算され、かつ 2 (5) ウに挙げる限度額（21 万円）を下回るため、違法不当とはいえない。